

「栗東市がん検診受診率向上プロジェクト」協定書

栗東市（以下「甲」という。）、滋賀中央信用金庫、アフラック（栗東市がん検診受診率向上プロジェクト推進企業グループ。以下「乙」といい、乙のうち、滋賀中央信用金庫を「グループ代表」、滋賀中央信用金庫を除く当事者を「推進企業」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、栗東市民のがん検診の受診率の向上に向けた取り組みを相互の協力が可能な分野において協働で推進することにより、がんの早期発見、早期治療の推進に資することを目的とする。

（事業内容）

第2条 乙は、その窓口等において、栗東市民に対して、がん検診の受診勧奨等を行うものとする。なお、具体的な実施内容、実施方法等については、別途取り決めるものとする。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、平成22年5月12日から平成23年3月31日までとし、期間満了1か月前までに特段の申し出がない場合は、1年間有効期間を延長する。その後もまた同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、推進企業（新たに推進企業となった企業がある場合には当該企業を含む。以下同じ。）は、甲及びグループ代表の承諾をもって、本協定を解約することができる。その場合、本協定を解約した推進企業との関係でのみ、本協定は効力を失い、他の当事者との関係では、本協定は引き続き効力を有するものとする。
3. 前各項の規定にかかわらず、推進企業は、正当な理由がある場合にはいつでも、事前に申し出ることにより、本協定を解約することができる。本協定を解約した場合については、前項後段の規定を適用する。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に関連して他の当事者から機密として開示、提供等された情報について、当該情報を開示、提供等した当事者の書面による承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならない。

（個人情報の保護）

第5条 甲及び乙は、本協定において個人情報を取り扱う場合及び知り得た個人情報は、個人情報の保護に関する法律、その他の法令等に従い、その保護に努めなければならない。

（新たな推進企業の参画）

第6条 本協定における協働事業に参画を希望する企業があらわれた場合には、甲及びグループ代表にて協議の上、参画の可否を決定する。この決定にあたり、甲及びグループ代表は、既存の推進企業の推薦等の意思を尊重するものとする。なお、第8条に定める反社会的勢力を推進企

業とはできない。

2. 前項の規定に基づき、新たに本協定における協働事業に参画する企業が決定した場合、グループ代表は全ての推進企業に対して、書面にて当該決定事項を通知するものとする。

(疑義等の解決)

第7条 本協定に関する疑義及び本協定に定めのない事項については、甲及びグループ代表にて協議の上、定めるものとする。なお、甲及びグループ代表は、当該協議事項の決定にあたり、推進企業の意見も考慮するものとする。

2. 前項の定めにより決定された事項のうち、推進企業に何らかの負担を求める事項については、当該推進企業の同意がなければ当該推進企業に対してその効力を及ぼさない。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第8条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含むがこれに限られない）と関係を持たないことを表明し保証する。

2. 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 齧迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他、前各号に類似するいかなる行為

3. 甲及び乙は、相手方が前各項のいずれかの定めに違反した場合、当該相手方に対して何らの通知をすることなく本協定を解除することができる。

この協定書の締結を証するため、本協定書3通を作成し、それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成22年5月12日

甲 栗東市安養寺1丁目13番33号

栗東市

市長 國松 正一

乙 近江八幡市桜宮町198番地

(グループ代表)

滋賀中央信用金庫

理事長 松尾 一仁

乙 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号 新宿三井ビル

(推進企業)

アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社）

社長 外池 徹